



# 東御市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業 計画に係る介護保険料額の試算について

令和7年10月15日  
健康福祉部福祉課



# 1 財源構成

介護保険の財源は、下表のとおり公費（国・県・市）と保険料で賄われています。保険給付費及び地域支援事業費のうち、原則23%は第1号被保険者（65歳～）が負担します。

		国	県	市	第1号保険料 (65歳～)	第2号保険料 (40歳～64歳)
保険給付費	居宅給付費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	施設給付費	20%	17.5%	12.5%		
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	総合事業以外	38.5%	19.25%	19.25%		—
市町村特別給付 保健福祉事業		—	—	—	100%	—

※本計画105ページより抜粋



## 2 介護保険料（基準額）とその算定方法

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料（基準額）は以下のとおりです。

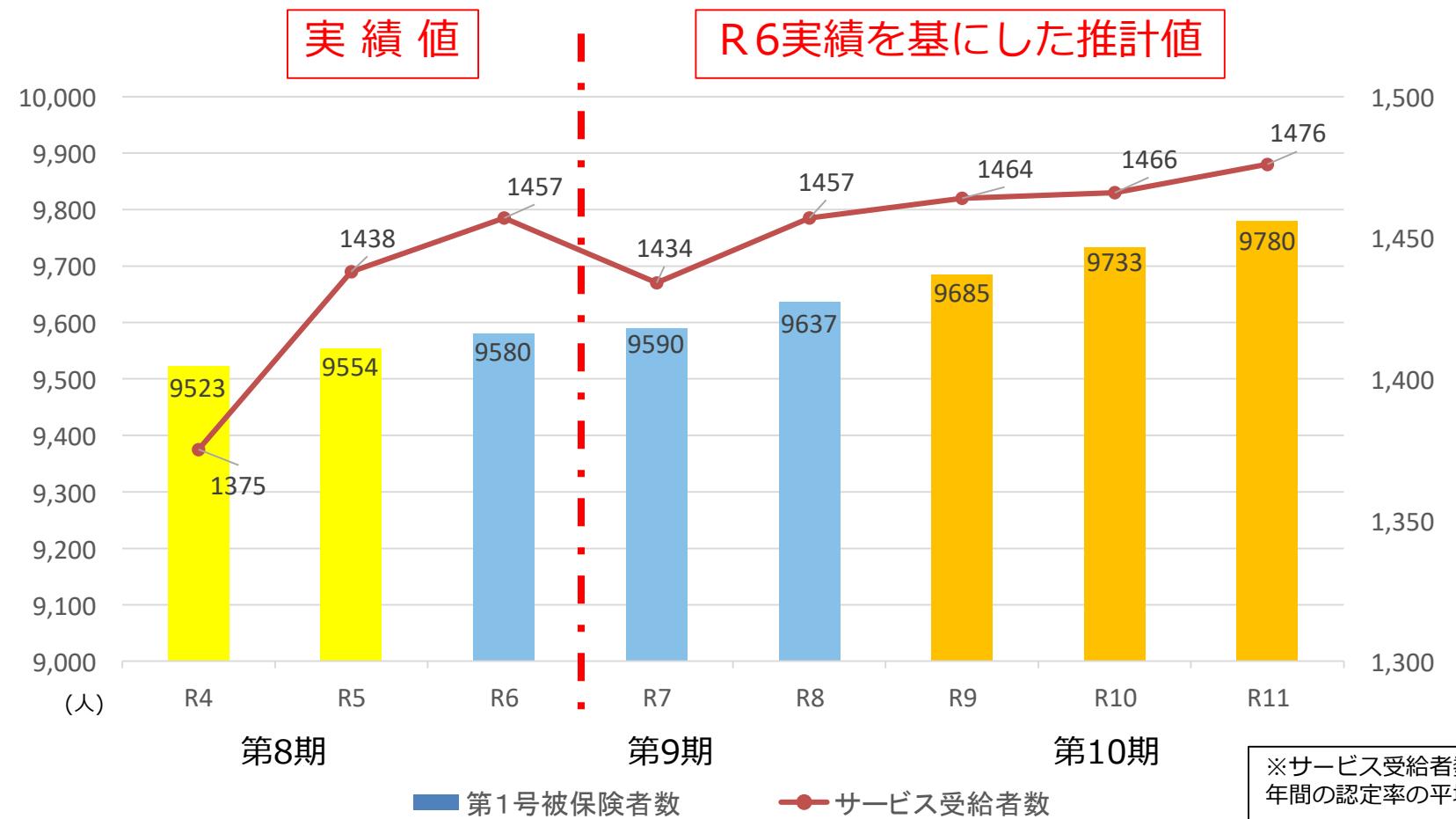
第1号被保険者の保険料基準額（月額）	5,550円
条例で定める保険料基準額（年額）	66,600円

第1号被保険者の介護保険料の算定方法は下記のとおりに算出されます。

$$\left. \begin{array}{l} (\text{標準給付費} \times 23\%) \\ + (\text{地域支援事業費} \times 23\%) \\ + (\text{保健福祉事業費} \times 100\%) \\ - (\text{介護保険支払準備基金取崩額}) \end{array} \right\} \div \text{第1号被保険者数} \div 12 \text{月} \div \text{保険料基準月額}$$

※本計画106・107ページより抜粋

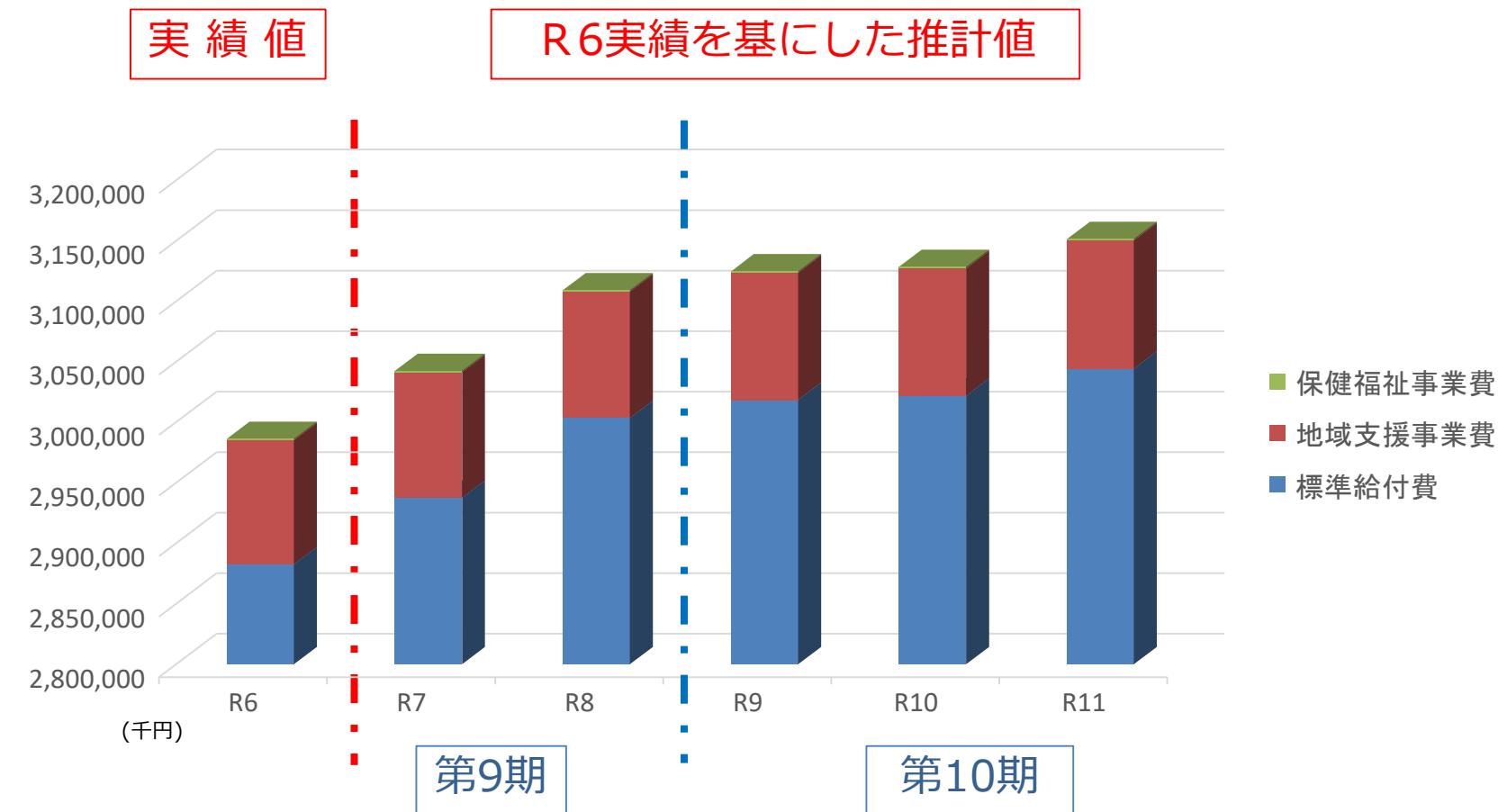
### 3 東御市の第1号被保険者数及びサービス受給者数の推移



※実績値は介護保険事業報告月報毎年度9月末実績。

※推計値は日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）の推計値を令和6年度実績で補正。

## 4 東御市の第10期計画期間の介護保険給付費の推計



※令和3～6年の実績値・日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）を令和6年度実績で補正。



## 5 第10期計画期間における第1号被保険者の保険料額（試算）

	給付額 (千円)	第1号 保険料	第1号被保険 者負担額 (千円)	被保険者数	介護保険料 基準額 (年額/人)	介護保険料 基準額 (月額/人)
標準給付費	3,028,272	23%	696,503	9,733人	74,155円	6,180円
地域支援 事業費	105,325	23%	24,225			
保健福祉 事業費	1,018	100%	1,018			
合計	3,134,615		721,746			



## 5 第9期計画期間における第1号被保険者の保険料額

	第1号被保険者の保険料基準額	(参考) 要介護認定率
東御市	5,550 円	18.3% (R6実績)
長野県	5,647 円	17.1%
全国	6,225 円	19.0%
(参考) 上田市	5,902 円	19.3%
(参考) 佐久市	5,650 円	15.2%
(参考) 長和町	6,400 円	18.9%
(参考) 青木村	6,340 円	19.8%

※令和6年度介護保険特別会計の歳出不足分は介護保険支払準備基金を取崩した。

※長野県高齢者プラン及び第9期各保険者保険料基準額一覧より抜粋。